

要綱の主な改正点等

1 要綱の主な改正点

(1) 補助の条件の整備（第9条関係）

ア UD タクシーに配置する乗務員に係る資格等について

UD タクシーに配置する乗務員について、交付申請時にユニバーサルドライバー研修修了者等であることを条件としていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、附則において昨年度に引き続き今年度においても実績報告時※に当該修了者等であることと読替えて運用します。

（※令和4年度以降は、要綱本則どおり「交付申請時」とする予定。）

イ 実車による研修の実施回数について

UD タクシーに配置された全乗務員に対して行う国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）について、身体障がい者や高齢者など、全ての利用者が安全かつ安心して利用できるよう、その実施回数を申請年度内に1回から2回に変更します。

ウ リース事業者が補助車両使用業者に設定するリース料について

リース事業者がタクシー事業者に貸与する際のリース料について、少なくとも本補助金及び補助事業に対して交付される他の補助金又は助成金等の額を通常のリース料金から減額して設定することを交付条件として運用していますが、要綱上取扱いが明記されていなかったことから、規定を整備しました。

(2) 財産処分制限期間中の補助財産の処分等について（第18条、第19条関係）

補助財産に係る財産処分制限期間について、その起算日を補助事業を完了した日に変更し、補助財産を処分する際の補助金の返還について規定を整備しました。また、第18条の処分のうち、事故による破損等により継続的に使用できなくなった車両を処分する場合の補助金の返還等について規定を整備しました。

(3) 各種様式について押印を不要とする規定整備を実施しました。

(4) その他、各規定等について、文言の整理や所要の規定整備等を実施しました。

2 運用方針の制定理由

改正等を行う要綱第18条及び第19条による返還方法の細目を定めるため、要綱の下位規程として運用方針を制定しました。